

リサイクルステーション

- ◇と き 5月4日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外の物は、お受け取りできません)
- ◇と ころ 市役所駐車場
(雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折込チラシ ④段ボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていけば取り除く)(金・銀はくでコーティングされたものは、可燃物に出してください) ⑥牛乳パック(内側にアルミはくがついている物は回収しません)(きれいに洗い、切り開いてお持ちください) ⑦使用済み食用油(事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台) TEL 65-32111へ) ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)
※古着は、・東南アジアへ衣料品として輸出 ・工場のぞうきんとして利用 ・綿の原料 としてリサイクルされているため、回収する物を限らせていただきます。
※各自で必ず分別してきてください。

アルミ缶回収

- ◇と き 5月4日(日)
午前9時～11時
 - ◇と ころ 市役所西館前
 - ◇買い上げ価格 1kg 50円
- ※価格は、回収時の相場により変動することがあります。
※アルミ缶の搬入は、必ず時間内にお願います。
※時間帯によっては混雑し、お待たせすることがありますのでご理解ください。
※最近、アルミ缶以外(スチール缶・ナベ類・スプレー缶・アルミはくなど)の混入が目立ちます。必ず分別をしてからお持ちください。
※アルミ缶は必ず水洗いをして乾かし、つぶさないでお持ちください。

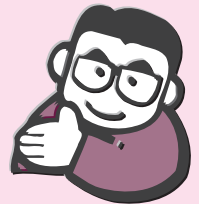
突然、電話やハガキでプレゼント進呈、「安く旅行などに参加できる会に入会しないか」などと誘われ、指定した場所に行くと、高価なアクセサリーや絵画などの購入契約を条件として提示するアポイントメント商法では、社会経験の浅い20歳代の若者が狙われており、高額なローンと利用もしない会員権の会費を払い続けている被害者が後を絶ちません。

最近、そんな被害者を「会員の退会手続きが必要だから」と誘い出し、また新たな契約を勧める二次被害の相談が多くなっています。

過去の契約内容を知っているので消費者は誘いに乗ってしまいがち

突然、電話やハガキで誘われるアポイントメント商法の二次被害にご注意!

消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111



ようですが、今後の被害を未然に防止するために情報を提供します。

◇相談

4年前、20歳の誕生日の時、「誕生日プレゼント進呈というハガキで誘われ、旅行や有名ホテルの利用料が割り引かれるという特典付きの会員権と絵画の合わせて70万円の契約をしました。会員権は一度も利用していませんし、絵画は質屋に売ったら3万円でした。

2日前、会員権の業者から、「当社は倒産したが、会員サービスは別会社を引き継がれるので会員を退会したい人は手続きをくるように」と電話がありました。出かきませんでした。すると、「最近、会費は払われていないし、一度も利用していない不良会員」と電話があり、脱会するには手続きが必要だと再度言われました。どうしたらよいでしょうか。

◇処理

過去にあった「アポイントメント商法で会員権などを契約した人に対して、会員退会の話を持ちかけて新たな商品を勧誘する」という手口のものと思われま。退会はハガキまたは書面で通知し、今後は一切取り合えないように回答しました。

※アポイントメント商法による二次被害の問題点

- ・過去の契約者名簿を悪用されていると思われま。
- ・会員の退会手続きが必要との虚偽のセールストークで誘い出します。
- ・退会の交換条件に新たな契約を強要します。
- ・事務所とか喫茶店の片隅で複数の販売員に勧誘され、契約しないと帰れない状況にされます。

消費者への

アドバイス

- ・過去に悪質商法の被害にあった人は、何度も勧誘される場合が多いので十分に注意しましょう。
- ・知らない人や心当たりがない業者から誘われても絶対に出向かないようにしましょう。
- ・法定書面(クレジットの申込書など)を受け取ってから8日間以内ならクーリング・オフで契約の解除ができます。
- ・クーリング・オフ期間が過ぎても、「帰りたい」と言ったのに帰してもらえなかったとか、嘘の説明(不実告知)を受けたときには、消費者契約法で契約を取り消せる場合があります。